

徳島県知事 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

入札参加資格確認申請書

納税通知書等作成業務に係る条件付き一般競争入札に参加したいので、下記書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、入札参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、この入札に係る委託業務の一部を提携先に再委託する場合にあつては、提携先についても地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、入札参加資格要件を満たしていること、情報セキュリティ対策の水準は弊社と同程度であること及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名
納税通知書等作成業務
- 2 提携先（提携先がない場合は記載不要）
商号又は名称
代表者職氏名
住 所
入札参加資格者として名簿に登載されている国又は地方公共団体及び業種
（複数ある場合は1か所を記載）
- 3 添付書類
 - (1) プライバシーマークの写し
 - (2) I S M S 認証登録番号記載書類の写し
 - (3) 実績申請書（様式第2号）
 - (4) (3)の実績を確認できる書類
 - (5) 提携先の情報セキュリティ対策の水準が把握できる書類

(様式第2号)

実績申請書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

(担当者名)

(電話番号)

納税通知書等作成業務について、入札説明書に定められた契約実績を有することを申請します。

契約実績の記載方法

- (1) 入札公告日から過去5年間に履行した1件以上の契約実績を別紙に記載すること。
- (2) この入札に係る業務の一部を提携先に再委託する場合は、提携先に再委託する業務について、提携先が履行した契約実績を記載すること。
- (3) (1)及び(2)について、印刷業務及び封入封かん業務の契約実績が確認できる書類を添付すること。※入札説明書11の(1)及び(2)の内容が確認できる書類であること。
- (4) 業務内容は「令和6年度徳島県自動車税種別割納税通知書の印刷及び封入封かん」等具体的に記載し、提携先の契約実績である場合はその旨を記載すること。
- (5) 数量は「印刷業務〇件」、「封入封かん業務〇件」等各業務の件数がわかるように記載すること。
- (6) 履行場所は「〇〇社〇〇工場」等作業を行った場所を記載すること。

(別紙)

業務内容	
数 量	
契約期間	
履行場所	

業務内容	
数 量	
契約期間	
履行場所	

業務内容	
数 量	
契約期間	
履行場所	

業務内容	
数 量	
契約期間	
履行場所	

(様式第3号)

入札書

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額									

入札業務 納税通知書等作成業務

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳島県知事 殿

入札書は下記の入札書記載例を参考に作成し、入札時に提出してください。
 なお、代理人が入札をする場合は委任状を提出してください。
 入札金額は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

記載例 代表者本人が入札するとき

¥マークを付すこと
(無い場合は無効)

入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	3	4	5	2	0	0	0

入札物件 ○○○○ 100台
 ○○○ (株) 製 AB-123C

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和 ○年 ○月○○日

住所 徳島市万代町1丁目1番地
 万代産業株式会社
 氏名 代表取締役 日本太郎

徳島県知事 殿

印鑑は不要です

記載例 代理人が入札するとき

入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	3	4	5	2	0	0	0

入札物件 ○○○○ 100台
 ○○○ (株) 製 AB-123C

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和 ○年 ○月○○日

住所 徳島市万代町1丁目1番地
 万代産業株式会社
 氏名 代表取締役 日本太郎

徳島県知事 殿

代理人
 住所 徳島市佐古1番町1丁目1番地
 氏名 加藤 一郎

「代理人」と記入
(無い場合は無効)

代理人の住所、氏名は、委任状
と同じ内容を記載すること

入札金額の内訳(例)

記載例のため項目等は作業工程、単価等にあわせて適宜、追加削除等すること。
 支払時期が1～5期の5回となるので、支払時期が分かるように記載すること。
 予定数量は仕様書別紙2「帳票一覧(納期等)」の予定数量(年間)による。
 単価・金額については、消費税及び地方消費税を含まない。

項目	作業内容		予定数量	単価	金額	支払時期	
	読み取りテスト等に要する経費 一式		-	-		1期	
加刷台紙作成	台紙	共通	納付書(MPN収納対応)	47,800		0	2期
		軽油引取税	軽油免税証	23,000		0	2期
加工処理	データ処理 ↓ 印字 ↓ 封入封緘など	自動車税種別割	5月納税通知書(先行納品分、一般分)	275,000		0	3期
			5月納税通知書(口振分)	8,000		0	3期
			8月納税通知書	2,000		0	4期
			6月督促状	30,000		0	3期
			9月督促状	500		0	4期
			催告書・現年	15,000		0	4期
			催告書・滞繰	3,000		0	4期
			10月催告書	10,000		0	5期
			12月催告書	8,000		0	5期
			課税保留通知書	800		0	3期
		身障減免要件継続申出書(本人運転用)	5,000		0	2期	
		個人事業税	納税通知書(定期賦課・一般)	4,000		0	4期
			納税通知書(定期賦課・口振)	2,000		0	4期
		不動産取得税	納税通知書・付表(随時賦課)	6,000		0	2期
				15,000		0	3～5期
収納	還付充当通知書	8,000		0	2期		
		18,000		0	3～5期		
		送金通知書	6,000		0	2期	
			送金通知書	12,000		0	3～5期
印刷後の引抜き	自動車税種別割	5月納税通知書	100		0	3期	

項目	作業内容		予定数量	単価	金額	支払時期
用紙等作成	台紙	自動車税種別割	5月納税通知書(先行納品分、一般分)	275,000	0	3期
			5月納税通知書(口振分)	8,000	0	3期
			8月納税通知書	2,000	0	4期
			6月督促状	30,000	0	3期
			9月督促状	500	0	4期
			催告書・現年	15,000	0	4期
			催告書・滞繰	3,000	0	4期
			10月催告書	10,000	0	5期
			12月催告書	8,000	0	5期
			課税保留通知書	800	0	3期
		身障減免要件継続申出書(本人運転用)	5,000	0	2期	
		個人事業税	納税通知書(定期賦課・一般)	4,000	0	4期
			納税通知書(定期賦課・口振)	2,000	0	4期
		不動産取得税	納税通知書・付表(随時賦課)	6,000	0	2期
				15,000	0	3~5期
		収納	還付充当通知書	8,000	0	2期
				18,000	0	3~5期
				6,000	0	2期
			送金通知書	12,000	0	3~5期
	統一封筒A	個人事業税	納税通知書(定期賦課・一般)	4,500	0	4期
		不動産取得税	納税通知書・付表(随時賦課)	6,000	0	2期
				13,000	0	3~5期
		自動車税種別割	5月納税通知書(一般分)	215,000	0	3期
			8月納税通知書	2,000	0	4期
			6月督促状	25,000	0	3期
	9月督促状		500	0	4期	
	催告書・現年		14,000	0	4期	
	統一封筒B	収納	還付充当通知書・送金通知書	8,000	0	2期
			20,000	0	3~5期	
	大口納通用封筒等	自動車税種別割	5月納税通知書(一般分)	1,000	0	3期
			8月納税通知書	50	0	4期
			6月督促状	50	0	3期
			9月督促状	10	0	4期
催告書・現年			50	0	4期	
不動産取得税		納税通知書・付表(随時賦課)	100	0	2期	
			400	0	3~5期	
身障減免要件継続申出書(本人運転用)用封筒	自動車税種別割	身障減免要件継続申出書(本人運転用)	5,100	0	2期	
チラシ等	自動車税種別割	5月納税通知書	440,000	0	3期	
		8月納税通知書	4,200	0	4期	
		身障減免要件継続申出書(本人運転用)	5,100	0	2期	
	個人事業税	納税通知書(定期賦課・一般)	4,100	0	4期	
	不動産取得税	納税通知書・付表(随時賦課)	6,000	0	2期	
			13,000	0	3~5期	
	収納	送金通知書	7,500	0	2期	
		14,000	0	3~5期		
その他	1期支払			0	1期	
	2期支払			0	2期	
	3期支払			0	3期	
	4期支払			0	4期	
	5期支払			0	5期	

「金額」欄は小数点切捨てとする

	税抜	税込
令和7年度(1~2期分) 計	0	0
令和8年度(3~5期分) 計	0	0
合計(※)	0	0

※合計(税抜)を入札書に記載すること

(様式第4号)

令和 年 月 日

委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住所

氏名

受任者 住所

氏名

私は、 を代理人とし徳島県が 令和 7年 7月 1日に
執行する納税通知書等作成業務の入札に関する一切の権限を委任します。

令和〇年〇月〇日

委任状

徳島県知事 殿

委任者 住所 徳島市万代町1丁目1番地
万代産業株式会社
氏名 代表取締役 日本 太郎

受任者 住所 徳島市佐古1番町1番地
氏名 加藤 一郎

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します
- ・上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名（支社・支店名等）を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します

印鑑は不要です

私は、加藤 一郎 を代理人とし徳島県が令和 〇年 〇月 〇日
に執行する 〇 〇 〇 〇 〇 の入札に関する一切の権限を委任します。

(様式第5号)

質 疑 票
(納税通知書等作成業務)

日 付	令和 年 月 日
質 疑 項 目	
質 問 内 容	
会 社 名	
所 属 ・ 担 当	
T E L	
E メール	

※ 質疑は1項目ごとに別葉にすること。

※ 提出期限：令和7年6月20日（金）午後5時まで

徳島県企画総務部税務課 県税システム担当
zeimuka@pref.tokushima.lg.jp

委託契約書

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務名 納税通知書等作成業務
- （2）委託業務の内容 別添の納税通知書等作成業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和7年7月1日から令和9年1月29日までとする。

（委託料）

第4条 委託料の総額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とし、各会計年度の委託料の支払額は次のとおりとする。

- 令和7年度 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
（うち消費税及び地方消費税の額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）
- 令和8年度 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
（うち消費税及び地方消費税の額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金額は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理について立会い、その履行状況を監督することができるものとする。

3 乙は、委託業務において事故が発生した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

（委託業務の内容の変更等）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 甲又は乙は、物価の変動その他特別の事情により委託料の額が著しく不当となった場合は、その実情に応じ、甲乙協議の上、委託料の額を変更することができるものとする。

(資料の保管)

第8条 乙は、委託業務に係る資料を適正に保管しなければならない。

(成果品等)

第9条 乙は、甲が提供する委託業務に関する資料及び甲の指示に基づき委託業務を行い、仕様書に定められた期日までに成果品を甲に納入するものとする。

2 委託業務に係る資料及び成果品の受渡しは、甲の指定する事務所等において行うものとし、乙は、その運搬に要する費用を負担するものとする。

(委託業務の完了報告及び精算)

第10条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了後速やかに甲が指定する様式による委託業務完了報告書及び事業費精算書を甲に提出するものとし、交付を受けた委託料に余剰金が生じたときは、これを返納しなければならない。

(検査等)

第11条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して無償で補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、仕様書に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果品(以下「成果品」という。)又は業務の遂行状況が、種類、品質又は数量に関して仕様書に定める要件等に適合しない状態があること(以下「契約不適合」という。)が判明したときは、委託期間の中途又は終了後のいずれの場合においても、その契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、甲が契約不適合があることを知ってから1年以内に乙に対して通知をすることで、乙にその完成措置を請求し、又は完成措置に代え、若しくは完成措置とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定は、第17条の契約解除権の行使を妨げない。

(委託料の支払)

第13条 乙は、第11条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

3 甲は、乙への委託料の支払を別紙に定める履行期間の終了後、5回の分割払とし、その支払額は別紙に定めたとおりとする。

(権利の帰属)

第14条 委託業務により作成された成果品に係る著作権及び所有権は、甲に帰属する

ものとする。

- 2 前項に規定する著作権には、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を含むものとする。

（再委託等）

第15条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面により届け出ることとし、甲の書面による承認を受けなければならない。

- 2 乙より委託を受けた第三者もこの契約に定める別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第16条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約解除等）

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
 - (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。
 - (5) 契約条項に違反したとき。
 - (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。
 - 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。
 - 4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

（乙の契約解除権）

第18条 甲の責めに帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果、本件業務の全部の遂行が不可能又は著しく困難になった場合は、乙は、本契約を解除することができる。

- 2 前項の定めにより本契約を解除する場合において、乙は、甲に対しそれによって被る損害について、本契約金額を限度とし損害賠償を請求することができる。

(協議契約解除)

第19条 甲は、必要があると認める場合は、乙と協議の上、本契約を解除することができる。

2 甲は、本契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼした場合は、その損害を本契約金額を限度とし、賠償しなければならない。

(損害の請求)

第20条 乙は、前条の定めにより本契約を解除した場合は、本契約金額を限度とし、解除により生じた損害を甲に請求することができる。ただし、乙の責めに帰する場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第21条 乙は、本契約の履行に際し、故意若しくは重大なる過失又は本契約の定め違反したことにより、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、契約に定める義務を履行しないことにより、甲に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

3 前2項の定めは、乙の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(契約の費用)

第22条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第23条 乙は、委託業務を処理するに当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約終了後又は解除後も効力を有する。

(目的外の使用禁止)

第24条 乙は、甲が指示した以外の目的のために、この委託業務に係る資料、成果品その他履行過程において得られた記録等一切の資料（以下「関係資料」という。）を使用してはならない。

2 乙は、甲が別に指示する以外に成果品を複製し、又は複製してはならない。

3 乙は、甲の許可なくして、第三者に関係資料を閲覧させ、又は提供してはならない。

(個人情報の保護)

第25条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティの対策)

第26条 乙は、この契約による委託業務を処理するための情報資産の取扱いについては、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第27条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第28条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤 正 純

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

(作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

(サービスレベルの保証)

第4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。

2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

(情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(情報の適正な管理)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若

しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。

別紙

委託料の請求

	請求に係る履行期間	支 払 額
1 期	令和 7 年 7 月 1 日から 令和 7 年 12 月 31 日まで	読み取りテスト等に要する経費一式
2 期	令和 8 年 1 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	納付書 (MPN 収納対応)、軽油免税証作成、1～3 月還付充当通知書・送金通知書、1～3 月不動産取得税納税通知書・付表、身障減免要件継続申出書作成の実績による。
3 期	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 8 年 6 月 30 日まで	4～6 月還付充当通知書・送金通知書、4～6 月不動産取得税納税通知書・付表、5 月自動車税種別割納税通知書、課税保留通知書、6 月自動車税種別割督促状作成の実績による。
4 期	令和 8 年 7 月 1 日から 令和 8 年 9 月 30 日まで	7～9 月還付充当通知書・送金通知書、7～9 月不動産取得税納税通知書・付表、7 月自動車税種別割催告書、8 月自動車税種別割納税通知書、8 月自動車税種別割催告書、個人事業税納税通知書、9 月自動車税種別割督促状作成の実績による。
5 期	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 9 年 1 月 29 日まで	10～12 月還付充当通知書・送金通知書、10～12 月不動産取得税納税通知書・付表、10 月自動車税種別割催告書、12 月自動車税種別割催告書作成の実績による。